

就業規則の具体的記載例

(番号法等に基づく提出義務及び手続等)

(第〇条) 従業員は、自身および扶養する家族などについて、会社から番号法及び関連法等(省令やガイドライン等を含む、以下「番号法等」という。)に基づく報告を求められた場合には、これに応じなければならない。

(2) 会社は、従業員から個人番号の報告を受ける場合には、使用目的を明示するものとする。

(3) 会社は、従業員から報告された個人番号について、管理を厳密に行い、法令等で認められた場合を除き、目的以外に使用しないものとする。また、番号法等の範囲内で再利用できるものとする。

(4) 従業員は、番号法等改正などにより、個人番号の使用目的などが拡大又は改正などされた場合には、その内容に伴う会社の指示に従うものとする。

(上記規定の目的と効果)

①マイナンバー導入に伴う個人番号の提出義務を規定する。